

議第3号

高島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

高島市長 福井正明

---

高島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高島市国民健康保険条例（平成17年高島市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに出生した被保険者に係る出生育児一時金の額は、なお従前の例による。